

総務常任委員会次第

令和2年11月30日（月）本会議終了後
於 大会議室

1 開 会

2 議 事（総務局関係）

(1) 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第108号 明石市職員の給与に関する条例及び明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

議案第109号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 河野 給与・厚生担当課長

(2) その他

3 閉 会

以 上

議案第108号及び第109号関連資料

特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要

1 改正理由

本年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、特別職及び一般職の期末手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、このたびの人事院勧告では、月例給の改定はございません。

2 改正内容

(1) 期末手当の支給月数の改定（2020年12月支給分から適用）

① 市長をはじめとする特別職及び一般職の年間支給月数を△0.05月引き下げます。

(月数)

| | | 2020年度 | | | 2021年度以降 | | |
|-----|-----|--------|-------|--------|----------|-------|--------|
| | | 現行 | 改正後 | 増減 | 現行 | 改正後 | 増減 |
| 特別職 | 6月 | 2.225 | 2.225 | 0 | 2.225 | 2.200 | △0.025 |
| | 12月 | 2.225 | 2.175 | △0.050 | 2.225 | 2.200 | △0.025 |
| | 計 | 4.450 | 4.400 | △0.050 | 4.450 | 4.400 | △0.050 |
| 一般職 | 6月 | 2.250 | 2.250 | 0 | 2.250 | 2.225 | △0.025 |
| | 12月 | 2.250 | 2.200 | △0.050 | 2.250 | 2.225 | △0.025 |
| | 計 | 4.500 | 4.450 | △0.050 | 4.500 | 4.450 | △0.050 |

※ 一般職については、期末勤勉手当の支給月数を記載

② 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取り扱いとなります。

(2) 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定（2021年4月実施）

本市一般職の給与改定に準じて、期末手当の支給月数の引き下げを行います。

(3) 改定による影響額（全会計ベース）

2020年度：約△4,600万円、2021年度：約△5,300万円

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例（議案第108号）
- (2) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例（議案第108号）
- (3) 明石市特別職の職員の給与に関する条例（議案第109号）
- (4) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例（議案第109号）

4 施行予定期日

2020年12月期の期末手当に係る改正規定は2020年12月1日から、2021年度以降の期末手当に係る改正規定については、2021年4月1日から適用します。

総務常任委員会次第

令和2年12月10日（木）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局関係

① 付託された議案・請願の審査

ア 議案（3件）

議案第101号 明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 八坂 消防団担当課長

議案第102号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 河野 予防課長

議案第103号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第8号）〔分割付託分〕

..... 箕作 財務部長兼財務室長

イ 請願（1件）

〔新 規〕

| | | | |
|----------------|--|-------|---|
| 2.11.30 第5号 | 国に対し「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願 | 辻本 達也 | 神戸市中央区元町通6 日本国民救援会兵庫県本部 会長代行 近藤正博 ほか1名 |
|----------------|--|-------|---|

② その他

-----（理事者入れ替え）-----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案・請願の審査

ア 議案（1件）

議案第103号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第8号）〔分割付託分〕
..... 山田 SDGs推進室長

イ 請願（1件）

〔新規〕

| | | | |
|----------------|-------------------------|---------------|-----------------------------------|
| 2.11.30 第6号 | 工場立地法による緑地面積率等の緩和に関する請願 | 三好 宏 梅田 宏希 | 明石市大明石町1丁目 明石商工会議所 会頭 平岡 勝功 |
|----------------|-------------------------|---------------|-----------------------------------|

② 報告事項（7件）

ア あかし市民広場の今後の運営方針について

※ 資料参照 藤本 市民広場担当課長

イ こどもの養育費に関する検討会の開催状況等について

※ 資料参照 能登 市民相談室長

ウ LGBTQ+／SOGIE施策の取組状況について

※ 資料参照 中島 SDGs推進室課長

エ 明石市工場緑地のあり方検討会の設置について

※ 資料参照 東谷 SDGs推進室課長

オ 明石市高齢者等の移動支援のあり方検討会の設置について

※ 資料参照 森岡 SDGs推進室課長

カ 指定管理施設における指定管理期間の延長について

※ 資料参照 名村 本のまち推進室課長

キ 西明石地区活性化に向けた取組について

※ 資料参照 種本 プロジェクト推進室課長

③ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 市政の総合企画及び総合調整について
- (2) 広報、広聴及び観光について
- (3) 天文科学館について
- (4) 危機管理、市民の安全及び消防について
- (5) 情報管理、統計及び工事の検査について
- (6) 職員の人事管理について
- (7) 財政、契約、財産の管理及び市税について

4 閉 会

以 上

議案第101号関連資料
明石市消防団条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の理由

消防団員につきましては、高齢化や若者の新たな確保が厳しく、現状では、将来的に消防団員の減少が見込まれます。また、令和元年12月13日付で消防庁から「定年年齢を60歳未満に設定している市町村は、原則、令和4年3月末までに解消すること」との助言を受けています。

これらのことから今後も積極的なPR等により、新たな団員確保に努めるとともに、ベテラン消防団員の知識と経験の一層の活用と安定的な団員確保による地域防災体制の強化のため、消防団員の定年年齢を引き上げることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 団員の任命対象年齢の上限及び定年年齢の引き上げ（第3条及び第7条関係）

（現行）任命対象年齢：満18歳以上50歳未満

定年年齢：満50歳

（改正）任命対象年齢：満18歳以上60歳未満

定年年齢：満60歳

(2) 経過措置

現行団員を対象に定年年齢を引き上げることとし、令和2年度から年度ごとに任命対象年齢の上限及び定年年齢を1歳ずつ引き上げ、令和11年度において60歳とします。

3 施行期日

公布の日

4 入退団者数の推移

| | | | | |
|---------|---------|---|--------|---------|
| 2016年度末 | 退団者 81名 | → | 2017年度 | 入団者 84名 |
| 2017年度末 | 退団者 68名 | → | 2018年度 | 入団者 65名 |
| 2018年度末 | 退団者 71名 | → | 2019年度 | 入団者 63名 |
| 2019年度末 | 退団者 90名 | → | 2020年度 | 入団者 52名 |

5 県内他都市の状況

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|------|
| | 神戸市 | 姫路市 | 尼崎市 | 西宮市 | 加古川市 |
| 定年年齢 | なし | 65歳 | なし | 60歳 | 65歳 |

議案第102号関連資料**明石市火災予防条例の一部を改正する条例(案)について****1 改正の理由**

電気自動車等を充電するための急速充電設備の需要増加に伴い、高出力の充電設備の普及が加速することから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、明石市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

(市内に設置している急速充電設備は9台)

2 改正の概要

急速充電設備に関する事項(第12条の2関係)

- (1) 急速充電設備の全出力の上限を「50キロワット」から「200キロワット」に改める。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を新たに定める。

※新たな細目の概要

| 部位等 | 必要な安全対策 |
|----------------|-----------------------|
| コネクタ | コネクタの不時の落下防止措置 |
| 充電用ケーブル(液体冷却型) | 冷却液と基盤の分離構造 |
| 開閉器(同時充電型) | 開閉器の異常検知機能 |
| 蓄電池(蓄電池内蔵型) | 温度の異常検知機能・制御機能の異常検知機能 |

3 施行期日

令和3年4月1日



急速充電設備 90KW 型

あかし市民広場の今後の運営方針について

1 現状

あかし市民広場については、本年4月に管理体制を指定管理者から直営に切り替えました。

当施設については、これまで新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、貸館スペースの利用を停止する一方で、感染症対策の一環として市民情報広場として活用するなど、公共施設としての有効利用を図ってきたところです。

8月以降現在に至るまでの間は、感染症対策の利用に支障のない範囲において使用許可済みのイベント等につきまして、その影響が最小限となるよう再開し、感染症対策を踏まえた実施状況の調査や利用者の意見を収集しているところです。

12月1日以降については、引き続き感染症拡大の状況等を踏まえ、その対応を迅速かつ円滑に行う必要性が高く見込まれることから、明石市主催・共催等のイベントを除き、貸館の利用を停止しています。

2 実績

| | 2019(R元)年度 | 2020(R2)年度(9月末) |
|-------|------------|-----------------|
| 利用率 | 77.0% | 51.9% |
| 利用料収入 | 11,958千円 | 2,122千円 |

3 今後の方針

本年度は、直営で管理運営を行うとともに利用等の実績を踏まえ、今後の体制について検討を行う予定でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸館利用を停止していること、また、引き続き感染症対策の場としての公共利用が見込まれることから、令和3年度は直営での管理運営を継続することとします。

令和4年度以降については、今後の感染症の動向を見極めながら、あかし市民広場の役割を十分に考慮のうえ、適正な管理運営体制のあり方について検討を進めていく考えです。

こどもの養育費に関する検討会の開催状況等について

本市では、離婚等におけるこども養育支援に取り組んでおり、養育費に関する施策を検討する「こどもの養育費に関する検討会」を、これまでに3回(昨年10月、11月、本年3月)開催してまいりました。

このたび、第4回検討会をWeb会議にて開催いたしましたので、その開催状況及び今後の予定についてご報告します。

1 第4回検討会の開催状況

- (1) 日時
令和2年11月18日(水) 午前10時から正午まで
- (2) 出席者
別紙「第4回 こどもの養育費に関する検討会 出席者名簿」のとおり
- (3) 内容
 - ① 実施中の施策についての報告
本年度に実施している以下の施策について報告しました。
 - ・ こどもの養育費緊急支援事業
 - ・ 養育費取り決めサポート事業
 - ② 国の動向に関する報告
養育費不払い問題に関する以下の国の動向について報告しました。
 - ・ 法務大臣養育費勉強会
 - ・ 法務省・厚生労働省
「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」
 - ・ 法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」
 - ・ 内閣府「女性活躍加速のための重点方針2020」
 - ③ 今後の方針についての提案
以下の提案を行い、了承を得ました。
 - ・ 本年度末を目途として、本市で実施している離婚等におけるこども養育支援施策についての中間報告、国への提言及び他の自治体への提案を行う。
 - ・ 条例制定については、次年度以降に、実施中の施策の検証と並行して、議論を継続させる。
- (4) 検討会で出された主な意見
 - ・ 多くの当事者が施策を認識できるように、周知や広報を充実させてほしい。
 - ・ 国の現行法制度では、養育費を取り決める調停手続や養育費を取り立てる差押手続を当事者が簡便かつ安全に安心して利用できておらず、問題である。
 - ・ 本市の施策の実績や課題を整理して、他の自治体でも実施できることを明らかにすることによって、施策が全国の自治体に広がることを期待する。

2 今後の予定

検討会で出された意見等を踏まえ、以下のとおり今後の予定を考えています。

- (1) 来年2月末を目途として報告書を作成し、3月市議会の総務常任委員会にてご報告します。
- (2) 条例制定については、必要性の有無も含め、引き続き議論してまいります。

以上

<別紙>

第4回 こどもの養育費に関する検討会 出席者名簿

1 構成員

| 機関名・役職 | 氏名 |
|------------------------|--------|
| 早稲田大学教授・弁護士 | 棚村 政行 |
| 元神戸学院大学教授 | 神原 文子 |
| 弁護士・子どもの貧困対策センター監事 | 津久井 進 |
| NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長 | 赤石 千衣子 |
| 元家庭裁判所調査官・臨床心理士 | 山口 恵美子 |
| NPO法人あっとすくーる理事長 | 渡 剛 |

2 事務局

| 役職 | 氏名 |
|-------------|--------|
| 市長 | 泉 房穂 |
| 政策局 政策部長 | 高橋 啓介 |
| 政策局 市民相談室長 | 能登 啓元 |
| 政策局 市民相談室課長 | 村山 由希子 |

LGBTQ+/SOGIE 施策の取組状況について

前回の委員会で報告しました LGBTQ+/SOGIE 施策について、パートナーシップ制度の検討結果を含めた、その後の取り組み状況を報告します。

1 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

(1) 検討経過

①先進地の視察

これまで、県下の先進自治体である宝塚市のほか、4自治体（渋谷区、世田谷区、千葉市、国立市）を視察し、首長や担当者等と意見交換を行い、利用実績や把握している当事者ニーズなどの情報収集を行いました。

②アドバイザーとの意見交換

本年7月に委嘱した明石市 LGBTQ+/SOGIE 施策アドバイザー6名とも個別の意見交換を実施し、制度設計に関わる論点を整理しました。

③意見公募の実施

本年10月1日から10月31日の期間で意見公募手続を実施し、期間内に21名から72件の意見がありました。

<主な意見と市の対応>

- 「ファミリーシップ制度」として、カップル2人に加え、子どもの名前も証明する制度にすると、園や学校へのお迎えというような日常的な場面から災害発生時や緊急医療等まで、子どもと暮らす様々な場面で法律上は他人だとしても家族であるということを示すことができる。

→ニーズを踏まえ、大人の世界だけでなく、共に暮らす子どもも含めた関係性を証明できる制度とします。

- 異性間のカップルでも例えば高齢者カップルなど子供や孫の遺産相続問題で結婚に踏み込めないケース、結婚が重荷になっているカップル、離婚経験者などで再婚を躊躇しているなど、そんな彼らのためにもパートナーシップ制度が必要だと強く感じる。

→戸籍上、法律上の婚姻を選択できないカップルだけでなく、どんな SOGIE の方でも利用できる制度とします。

- 市が音頭を取って様々な関係機関へのはたらきかけてくれることで、これまで表面化していなかった不自由さの解消に大きく貢献すると思う。制度をつくって終わりではなく、引き続き内容の濃いものにしてほしい。

→不動産や医療機関など、他自治体の既存制度下で想定されてきた効果の実現はもとより、より効果が高まる取組も実施していきます。

(2) 制度の概要

原則的には、前回の委員会報告のとおり、互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを表明した2者が市に届出をし、市がその届出を受理したことを公に証明する制度とします。

ただし、アドバイザーや意見公募で頂いた様々なご意見を踏まえ、2者のほかに家族として共に暮らしている子どもがいる場合には、子どもを含めた関係性を合わせて証明できる制度とします(制度利用の要件は、原案通り)。

(3) 制度の名称

既存のパートナーシップ制度を基本として、対象を広げ、子どもとの関係も証明するといった明石市独自の部分を併せ持った制度であることを表すため、「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とします。

(4) 効果面の整理

制度利用者の具体的な困りごとを解消することを目指して、幅広い具体的な効果に関係部署や関係機関とともに検討しました。

<具体的な効果例>

- ① 市営住宅の入居（子どもも含めて入居可）
- ② 犯罪被害者等遺族支援金、特例給付金等の給付
- ③ 市営墓園の一般墓地の使用・承継、合葬式墓地の使用
- ④ 住民票の続柄の記載を「同居人」から「縁故者」に変更可
- ⑤ 医療機関でパートナーを家族として対応する

上記のほか、子育て支援センター等の利用や里親制度（養育里親）の利用は、制度利用の有無に関わらず、可能。また、市職員の結婚祝金の支給や結婚休暇の取得についても、2021年4月以降適用予定で調整中。

(5) より効果を高める取組

本制度の効果をより高めるために、以下の取組をあわせて実施します。

- ① 制度利用者を対象とした公正証書の作成費用の助成
公正証書は、様々な場面でお二人の関係性を一定法的なものとして証明する効果があることから、届出者が取得を希望される場合には、その取得に係る費用を市が助成します。（※公正証書を制度利用の要件としている渋谷区でも2020年11月より、取得費用の助成制度を導入済み。）
- ② 県内他自治体との効果面における連携
県内の制度実施自治体と連携していくための会議を開催し、他自治体においても制度の効果が伴うよう、具体的な場面を想定した協議を継続的に実施します。

(6) 開始年月日

2021年（令和3年）1月8日（金）

2 研修の取組

- (1) 人権教育推進員向け研修（10月30日実施 参加者12名）
専門職員による講義の後、グループトーク形式で質疑や地域に理解を広げるための意見交換を実施しました。
- (2) 朝霧中学校教職員向け研修（11月4日実施 参加者26名）
専門職員により、SOGIEは誰もが持つ要素であること、学校で当事者の生徒が直面する辛い場面や思い等について講義を実施しました。
- (3) 図書館スタッフの研修（11月17日実施 参加者70名）
あかし市民図書館において西部図書館ともリモートで接続し、専門職員による講義を実施しました。



（人権教育推進員とのグループトーク）



（朝霧中学校教職員向け講義）

3 専門相談窓口「明石にじいろ相談」の実績

専門職員が相談に対応し、必要に応じて関係機関との調整や支援を行っています。

| 相談件数実績（11月末時点） | （件） | | | |
|----------------|-----|----|-----|----|
| | 電話 | 面接 | メール | 計 |
| 7月 | 7 | 3 | 1 | 11 |
| 8月 | 12 | 3 | 3 | 18 |
| 9月 | 4 | 2 | 0 | 6 |
| 10月 | 16 | 0 | 2 | 18 |
| 11月 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 計 | 44 | 8 | 6 | 58 |

4 今後の取組

(1) 啓発の取組

制度開始日を契機として、市の施策をより多くの方に知っていただくことと、当事者の方々が相談しやすくなる環境づくりを目指して、2月末までの約2ヶ月で啓発キャンペーンを実施します。

実施にあたっては、市担当部署に加え、市立図書館やユーススペース等でワークショップを実施していただき、また民間事業者や医療機関等に啓発ポスターやミニフラッグを掲示いただくなど、まちづくりとして今後も施策を推進していく礎とします。

(2) 申請書・通知書等の性別記載欄削除の取組

市の申請書、届出書、通知書、アンケート等の様式で、男女性別欄を設けているものを洗い出し、その必要性を検討する取組を10月に実施しました。今後、国や県等の規定で定められているものや業務上必要なものを除いて、原則として性別欄を廃止します。

(3) 基金の検討

SOGIEが誰にも関わるテーマであることへの理解を広め、LGBTQ+の生活上の困難を解消することを目指す取組を広げていくためには、市民、行政機関、民間事業者、医療・学校関係者をはじめとして、まち全体の理解や機運を高めるための啓発や施策を続けていくことが必要です。

今後、まちづくりに関わる様々な活動主体からの応援をいただきながら施策を継続的に進めるための基金の設置に向けて、検討を進めます。

(4) 研修・出前講座の更なる実施

これまでに、市内の小・中学校・高校へ、教職員や児童・生徒への研修・出前講座の実施を提案し、また、医療機関・学校・民間事業者等が研修に使用できる研修動画の作成を進めています。

今後、地域団体も含めて、それぞれのニーズに合った内容や方法で、広く研修や出前講座を行っていきます。

明石市工場緑地のあり方検討会の設置について

工場緑地面積率等の緩和については、これまでも明石商工会議所をはじめとする産業界から市内産業の更なる活性化を図るため、要望を受けているところです。

一方で、緩和については市民の十分な理解が不可欠であることから、工場と周辺的生活環境との調和のための方策等について検討を行う必要があります。

については、このたび、「明石市工場緑地のあり方検討会」を設置し、SDGsの経済・環境・社会の三側面から工場緑地面積率等の緩和について検討を進めます。

1 検討会の概要

(1) 検討テーマ

- ① 工場緑地面積率等の緩和について
- ② 工場と周辺的生活環境との調和に必要な方策について など

(2) 委員（10名）

学識経験者や経済団体、環境団体、市民・地域代表等から構成

| 役職等 | | 氏名 | 所属団体等 |
|-----|-------|--------|----------------------|
| 会長 | 学識 | 田端 和彦 | 兵庫大学 副学長 |
| 副会長 | 学識 | 花田 眞理子 | 大阪産業大学大学院人間環境学研究科 教授 |
| 委員 | 経済 | 山本 直樹 | 明石商工会議所 |
| 委員 | 経済 | 田中 秀和 | 二見臨海工業団地企業連絡協議会 |
| 委員 | 環境 | 川島 幸夫 | エコウイングあかし |
| 委員 | 環境 | 角野 康郎 | 兵庫水辺ネットワーク |
| 委員 | 市民・地域 | 安藤 正博 | 明石市連合まちづくり協議会 |
| 委員 | 市民・地域 | 絹川 和之 | 二見校区まちづくり協議会 |
| 委員 | 市民・地域 | 柏木 輝恵 | 明石市教育委員（公募） |
| 委員 | 市民・地域 | 岩村 佐栄子 | あかしSDGs推進審議会委員（公募） |

(3) スケジュール（予定）

2021年1月中を目途に一定の方向付けを行う。

| | 日程 | 審議内容 |
|-----|----------------|-----------------------------|
| 第1回 | 2020年12月24日 | 緑地率等の現状と課題整理について |
| 第2回 | 2021年1月14日(予定) | 緑地率の緩和と周辺生活環境との調和に必要な方策について |
| 第3回 | 2021年1月27日(予定) | 方向性のとりまとめ |

(4) 事務局

政策局（SDGs推進室）

2 今後の対応

検討会での審議結果に応じて、速やかに市民参画手続きのパブリックコメントを実施し、令和3年3月定例市議会に条例案を提案する予定です。

【参考】緑地面積率基準の現状と規制緩和の手続

(1) 規制対象工場

42社44工場（敷地面積9,000㎡、建築面積3,000㎡以上）

(2) 規制の内容と緩和方法

工場立地法による基準は、①工場立地法の地域準則（1997年(H9)施行）、又は、②地域未来投資促進法（要計画策定）に基づき、市条例を制定することで緩和が可能。

| | 用途地域 | 本市の現状 | 緩和する場合 | |
|------------------|----------------|-----------------|------------------|----------------|
| | | 工場立地法 (国の基準) | ①工場立地法 (地域準則) | ②地域未来 投資促進法 |
| 「緑地面積」 | 工業専用地域 工業地域 | 20%以上 | 5%以上 | 1%以上 (注2) |
| | 準工業地域 | | 10%以上 | 10%以上 |
| 「環境施設面積」 (注1) | 工業専用地域 工業地域 | 25%以上 | 10%以上 | 1%以上 (注2) |
| | 準工業地域 | | 15%以上 | 15%以上 |

(注1) 緑地+緑地以外の環境施設の合計面積

(注2) 南二見人工島などの、住民の生活圏域と明確に区分された区域のみが対象

《緑地及び環境施設の例》

| | | |
|----------|-----------|--|
| 環境 施設 | 緑地 | 樹木、芝生、 重複緑地（屋上緑化、グラスパーキング等） |
| | 緑地以外の環境施設 | 運動施設、修景施設（噴水、池、その他）、 雨水浸透施設、太陽光発電施設 |

明石市高齢者等の移動支援のあり方検討会の設置について

本市は、誰もが安心して住み続けられるまちを目指し、市内全域にバス交通網を構築するとともに、高齢者や障害者の社会参加の促進ができるよう、優待乗車制度を実施しています。

他方、社会経済情勢の変化に伴うバス事業者の経営環境が悪化する中、近年、たこバス路線における撤退の申出があるなど、この度のコロナ禍も重なり、既存のバス交通網をすべて維持することが難しくなってきました。

また、毎年、高齢者や障害者の人口が増加しており、今後も高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、病院や買い物に行くための交通手段の確保に対するニーズの高まりへの対応や、一定の財源を要する優待乗車制度の見直しといった課題もあるところです。

については、このたび、「高齢者等の移動支援のあり方検討会」を設置し、将来にわたって高齢者や障害者が安心して外出できるよう、移動手段の確保や優待乗車制度についての検討を進めます。

1 検討テーマ

- (1) 高齢者等の移動手段の確保のあり方について
- (2) 高齢者優待乗車制度及び障害者優待乗車制度のあり方について

2 委員（13名）

学識経験者や市民・地域代表、交通事業者、市担当局等から構成

| 役職等 | 氏名 | 所属団体等 |
|-----|-------------|--------------------------------------|
| 会長 | 学識 田端 和彦 | 兵庫大学 副学長 |
| 副会長 | 学識 阪田 憲二郎 | 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 学部長 |
| 副会長 | 学識 松村 暢彦 | 愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科 教授 |
| 委員 | 市民・地域 吉川 正博 | 明石市連合まちづくり協議会 監事 |
| 委員 | 市民・地域 河村 春喜 | 明石市高年クラブ連合会 会長 |
| 委員 | 市民・地域 松本 幸雄 | 明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長 |
| 委員 | 事業者 前田 啓介 | 神姫バス株式会社バス事業部 計画課長 |
| 委員 | 事業者 濱田 隆弘 | 山陽バス株式会社 取締役企画部長兼安全推進部長 |
| 委員 | 事業者 松岡 睦生 | 明石地区タクシー協会 会長 |
| 委員 | 社協 櫻井 久美子 | 明石市社会福祉協議会 常務理事 |
| 委員 | 市 佐野 洋子 | 明石市理事（福祉・こども担当）兼福祉局長兼こども局明石こどもセンター所長 |
| 委員 | 市 東 俊夫 | 明石市都市局長 |
| 委員 | 市 横田 秀示 | 明石市政策局長 |

3 スケジュール（予定）

2021年8月中を目途に方向付けを行う。

| 日程 | 会議等 | 検討内容 |
|------------|---------|--------------------------------|
| 2021年1月 | 第1回 | 現状と課題整理について |
| 2021年2月 | (アンケート) | 優待乗車制度の利用状況調査(アンケート) |
| 2021年4月～8月 | 第2回～第4回 | アンケート結果の報告 方向性の検討及びとりまとめ など |

4 事務局 政策局（SDGs推進室）

指定管理施設における指定管理期間の延長について

1 内 容

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和4年度からの明石市立図書館にかかる指定管理者の選定事務を取り止め、現行の指定管理者との契約を2年間延長するものです。

2 現指定管理の状況

| 施設名 | 指定管理者 | 現指定管理期間 | 方針 |
|-----------------------|----------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| あかし市民図書館 明石市立西部図書館 | TRC・長谷工・ 神戸新聞グループ | 平成27年4月1日～ 令和4年3月31日 (7年間) | 指定管理期間を2年間延長し、令和6年3月31日までとします。 |

3 今後のスケジュール

指定管理期間延長について、現指定管理者と調整のうえ、同期間の延長議案を令和3年3月市議会に提案する予定です。

| 日 程 | 内 容 |
|-----------|------------------------------|
| 令和2年12月 | 市議会に指定管理期間延長を報告 |
| 令和3年3月 | 市議会に指定管理期間延長議案を提出 |
| 令和3年4月～ | 現指定管理者と変更基本協定(案)、事業計画(案)等の調整 |
| 令和4年1月～3月 | 現指定管理者と変更基本協定の締結及び事業計画等の確認 |
| 令和4年4月1日 | 指定管理期間延長による管理運営の開始 |

西明石地区活性化に向けた取組について

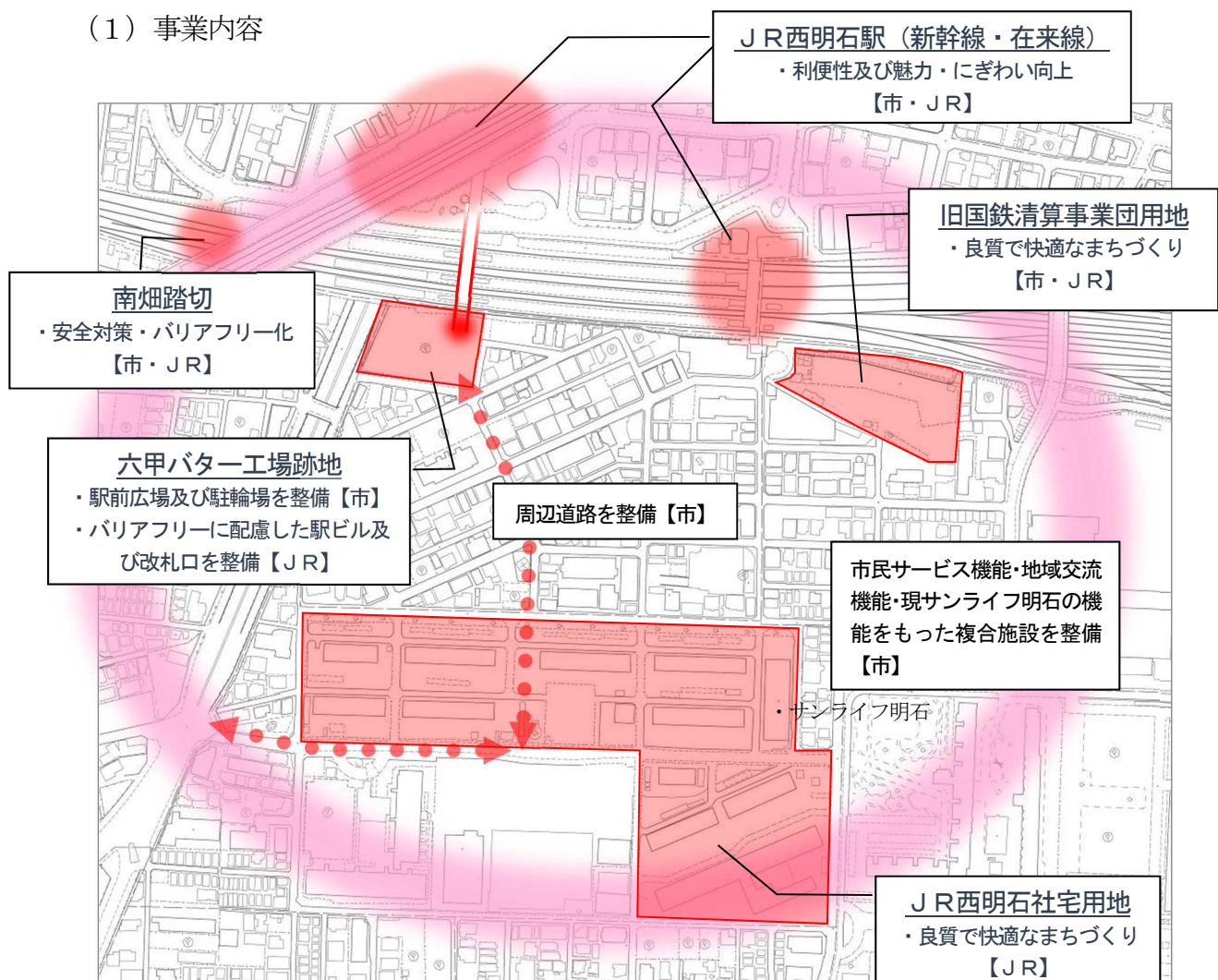
西明石地区の活性化については、JR西日本との「包括連携協定」に基づく「駅を中心としたまちづくり」の第一弾として、旧国鉄清算事業団用地及びJR西明石社宅用地等の開発を含めたエリア全体のまちづくりについて、JR西日本と連携しながら検討を行ってきたところで

す。つきましては、この度、JR西日本と西明石駅及び駅周辺のまちづくりに向けた事業内容及び事業手法等について、一定の方向性の取りまとめを行いましたので、その内容等について報告します。

1 事業内容等

西明石活性化プロジェクト協議会にて示された地域共通の最優先課題解決に向け、「JR西明石駅及び駅周辺の安全性と利便性の向上」「地域交流拠点の充実」を図るため、JR西日本と共同で取組を進めることとします。

(1) 事業内容



(2) 事業手法

① 六甲バター工場跡地の取得

J R西日本が一括して取得した後、駅前広場及び駐輪場の用地部分を市がJ R西日本から取得します。

② 都市計画変更

市は、まちづくりに必要な駅前広場及び周辺道路についての都市計画変更、J R西日本社宅用地及び周辺の用途地域の変更や容積率緩和等に関する手続を行います。

③ 事業協力

事業の実施にあたっては、市はJ R西日本より一定の協力を得て行います。

あわせて、旧国鉄清算事業団用地の開発による収益及び国からの補助制度の活用等により、実質的な市の事業費負担なしを目指す考えです。

2 J R西日本との協定締結

包括連携協定に基づく取組を進めるため、「西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書(案)」【別紙】をJ R西日本と締結します。

3 今後の流れ

- ・ 協定締結「西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書」
 - ・ 都市計画変更手続
 - ・ 駅前広場及び都市計画道路の整備(用地取得(六甲バター工場跡地ほか)、工事)
 - ・ 駅周辺施設の整備(駐輪場、地域交流拠点等)
 - ・ J R西日本は都市計画事業等の進捗に合わせ、自社所有地の開発を実施
- (注) 各事業の実施時期等については、今後、J R西日本と連携、調整していく予定です。

西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書（案）

明石市（以下「甲」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で2019年9月26日付締結した「明石市と西日本旅客鉄道株式会社との鉄道沿線のまちづくりに関する包括連携協定書」（以下「包括連携協定書」という。）に基づき、西明石駅及び駅周辺のまちづくりに向けて甲と乙が取り組むことについて、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本協定は西明石駅及び駅周辺において、包括連携協定書が示す「いつまでも」「すべての人に」「やさしい」まちづくりの実現に向け、駅及び駅周辺のバリアフリー化や魅力・にぎわい向上及び行政サービスや市民交流機能の向上並びに良質で快適なまちづくりに、甲と乙が連携して取り組むことを目的とする。

（事業内容）

第2条 前条に定める事業の内容は以下のとおりとする。

1. 甲が実施する事業

甲は、六甲バター工場跡地において（仮称）JR西明石駅南口駅前広場及び駐輪場の整備を行う。また、周辺道路及び市民サービス向上のための公共施設の整備を行う。

2. 乙が実施する事業

乙は、所有するJR西明石社宅用地を活用し、良質で快適なまちづくりを行う。また、六甲バター工場跡地において、（仮称）JR西明石駅南口駅前広場に隣接しバリアフリーに配慮した駅ビル及び改札口の整備を行う。

3. 甲及び乙が共同で実施する事業

(1) 甲及び乙は、甲が所有する旧国鉄清算事業団用地及びこれに隣接する乙所有地を活用した事業を共同で行う。

(2) 甲及び乙は、JR西明石駅が、市民はもとより来訪者からさらに親しまれる施設となるよう、新幹線・在来線駅施設の利便性及び魅力・にぎわい向上に共同して取り組む。

(3) 甲及び乙は、JR西明石駅周辺の安全性・利便性向上のため、南畑踏切の安全対策・バリアフリー化に共同して取り組む。

（事業手法）

第3条 前条に定める事業の手法は以下のとおりとする。

1. 前条第1項及び第2項に係る事業手法

- (1) 六甲バター工場跡地について、乙が一括して用地取得を行う。乙の取得後、六甲バター工場跡地のうち、駅前広場及び駐輪場の用地部分について、甲は乙より現状有姿にて取得する。
 - (2) 甲は、六甲バター工場跡地における駅前広場及び周辺道路についての都市計画変更、乙が所有するJR西明石社宅用地及び周辺における用途地域・容積率等の変更に関する手続を行う。
 - (3) 事業実施にあたっては、甲は乙より一定の協力を得て行うものとする。
2. 前条第3項に係る事業手法については、甲乙引き続き協議を行うこととする。

(協議事項)

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市

明石市長 泉 房穂

乙 神戸市中央区加納町4丁目4番17号

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員 近畿統括本部副本部長

近畿統括本部神戸支社長 多田 真規子

議案第103号及び第104号関連資料
令和2年度12月補正予算(案)の概要について

| |
|-------------------|
| 総務常任委員会資料 |
| 2020年(令和2年)12月10日 |
| 総務局財務室財務担当 |

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応経費として、ひとり親世帯への臨時支援給付金事業費をはじめ、高校進学を望む学生に対する給付型奨学金の対象者拡大に伴う経費、食材費の高騰等に対する学校給食の安定運営のための補助金、障害児通所支援事業費のほか、マイナンバーカード申請件数増加に伴う委託料、中学校教科書改訂経費、山手環状線街路事業費等の追加を行うものです。

また、併せて、統合型校務支援システム運用業務委託、固定資産家屋評価システム運用業務委託に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加するものです。

介護保険事業特別会計については、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料及び新型コロナウイルス感染症による保険料減免に係る還付金を追加するものです。

1 一般会計

(1) 補正額 1,139,179千円 (補正後 151,218,256千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円、一般財源は前年度繰越金及び財政基金を活用

| 項 目 | 補正額 (財源内訳) | 所管 |
|---|--|------------|
| ① ひとり親世帯に対する臨時支援給付金事業費 ・ひとり親世帯へのさらなる支援のため、臨時支援給付金を支給する 1世帯あたり5万円×2,400世帯 | 120,000 (全額 国 地方創 生臨時交付金) | 児童福祉課 |
| ② こども夢応援プロジェクト事業費 ・高校進学を望む学生に対する給付型奨学金等の対象者拡大に伴う経費の増額 入学準備支援金(給付型奨学金) (30名⇒110名) 24,000千円 学習支援委託料 (30名⇒80名) 4,200千円 | 28,200 (全額 国 地方創 生臨時交付金) | |
| ③ 小学校・中学校給食運営事業費 ・食材費高騰等に対する安定運営のための学校給食会への補助金 学校給食食材費の高騰に対する補てん分(小学校) 45,000千円 4月・5月の臨時休校期間の食材買取に対する補てん分 2,108千円 | 47,108 (全額 国 地方創 生臨時交付金) | 学校給食課 |
| ④ 交通政策事業費 ・地域公共交通事業者運行支援事業補助金 コロナ感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に 取り組む地域公共交通事業者(神姫バス・山陽バス・ジェノバライン)への補助金 | 8,145 (全額 国 地方創 生臨時交付金) | 都市総務課 |
| ⑤ 文化芸術振興事業費 ・文化芸術関連公共施設運営支援金 コロナ感染症対策として、休館や定員制限を設け運営している文化芸術関連の公共 施設(市民会館・西部市民会館)への運営支援金 | 10,000 (全額 国 地方創 生臨時交付金) | 文化振興課 |
| ⑥ 障害児通所支援事業費(国1/2 県1/4 等) ・小中学校等の休校期間などにおける利用日数等の増加による扶助費の増額 利用日数等増加への対応経費 427,000千円 利用者負担額増加への対応経費 23,000千円 | 450,000 (国県 338,250) (臨時交付金 5,000) (一般 106,750) | 障害福祉課 |
| ⑦ 感染症対策事業費(国3/4) ・コロナ感染症入院患者医療費の増額 | 25,000 (国 18,750) (一般 6,250) | 保健予防課 |
| ⑧ 戸籍・住民基本台帳事務事業費 ・マイナンバーカード関連事業(国10/10 等) 申請件数増加に伴う事務委託料の増額 159,494千円 国外転出者のマイナンバーカードの継続利用に係るシステム改修経費 10,272千円 本籍地以外の市区町村のデータ参照等に係るシステム改修経費 2,585千円 | 172,351 (国 171,453) (一般 898) | 市民課 |
| ⑨ 中学校管理運営事業費 ・教科書改訂に伴う教師用教科書等購入費 | 48,000 (全額一般) | 学校管理課 |
| ⑩ 幼稚園管理運営事業費 ・公立幼稚園の給食提供日数の増加に伴う給食委託料の増額 3歳:週1日、4・5歳:週3~5日 ⇒ 全年齢:週5日 | 30,000 (全額一般) | こども育成 室 |

| 項 目 | 補正額 (財源内訳) | 所管 |
|---|-------------------------------------|---------------------|
| ⑪ こども医療費助成事業費 ・医療費無料化の対象年齢拡充(18歳まで)のためのシステム改修委託料 | 15,000 (全額一般) | 児童福祉課 |
| ⑫ 山手環状線街路事業費 (国1/2) ・国費追加内示に伴う補償物件に係る調査委託料の追加 | 70,000 (国 25,000) (市債 45,000) | 道路整備課 |
| ⑬ 水路維持管理事業費 ・水路機能維持に係る水路の布設替え工事費 | 10,000 (市債 10,000) | 海岸・治水課 |
| ⑭ 河川環境管理事業費 (県1/2) ・県費追加内示に伴う県管理の二級河川美化に関する委託料の増額 | 4,000 (県 2,000) (一般 2,000) | |
| ⑮ 国県補助金精算等償還金 ・令和元年度国県補助金等の実績額の確定による精算に伴う償還金の増額 | 100,000 (一般 100,000) | 財務担当 |
| ⑯ 介護保険事業特別会計繰出金 ・介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る繰出金 | 1,375 (一般 1,375) | |
| ⑰ 学びと育ち支援システム運用事業費 ・統合型校務支援システム運用業務委託にかかる債務負担行為の設定 | 【債務負担行為】 限度額：145,000 期間：R3～R7 | あかし教育 研修セン ター |
| ⑱ 市税賦課徴収事務事業費 ・固定資産家屋評価システム運用業務委託にかかる債務負担行為の設定 | 【債務負担行為】 限度額：10,652 期間：R3～R5 | 税制課 |
| ⑲ 年度開始前準備行為にかかる債務負担行為の設定 | 【債務負担行為】 限度額：848,323 期間：R3 | |

2 介護保険事業特別会計

(1) 補正額 3,750千円 (補正後 25,429,932千円)

(2) 補正内容

※補正額の単位は千円

| 項 目 | 補正額 (財源内訳) | 所管 |
|--|-------------------------------------|--------------|
| ① 介護保険サービス事業者指定・指導事業費 (国1/2) ・令和3年4月制度改正に伴う介護保険指定機関等管理システム改修経費 2,750千円 | 3,750 (国 2,375) (一般繰入金 1,375) | 高齢者総合 支援室 |
| ② 第1号被保険者保険料還付事業費 (国10/10) ・コロナの影響により事業収入等の額が前年より10分の3以上減少した場合などに保険料を減免する 令和元年度 第9・10期：190件 (償還金) 1,000千円 令和元年度 第9・10期：20件 (滞納繰越保険料より減免) 令和2年度 第1～10期：210件 (現年保険料より減免) | | |
| ③ 保険給付費 ・保険給付費の組み替え | | |